

岐阜県公報

号外(三) 平成二十四年十二月二十六日

目次

告示

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第二十八の三の表に規定する機関

(建築指導課)

ページ

告示

岐阜県告示第六百九号

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)別表第二十八の三の表に規定する機関を次のように定める。

平成二十四年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関で、業として建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者(以下「建築関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないもの
- イ 当該機関が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者が会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人であること。
- ロ 当該機関の役員(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員)に占める建築関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 当該機関(法人である場合にあつては、その代表権を有する役員)が建築関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。
- ニ 住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれ

ている場合にあつては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二
十一第一項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。）

平成二十四年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社